

○厚生労働省告示百六十八号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第五十一条第四項において読み替えて準用する同条第三項の規定に基づき、化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年四月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

化学物質関係作業主任者技能講習規程及び金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部を改正する告示

（化学物質関係作業主任者技能講習規程の一部改正）

第一条 化学物質関係作業主任者技能講習規程（平成六年労働省告示第六十五号）の一部を次の表のように改正する。

		改正後	
講習科目	(略)	(略)	講習時間
	特定化学 物質及び 四アルキ ル鉛等作 業主任者 技能講習 (金属ア ーク溶接 等作業主 任者限定 技能講習 学物質障 害予防規 則(昭和 四十七年 労働省令 第三十九 号)第二 十七条第	金属ア ーク溶接等 作業主任 者限定技 能講習	
(講習科目の範囲及び時間) 第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それ ぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習 時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。			
		改正前	
講習科目	(略)	(略)	講習時間
	特定化学 物質及び 四アルキ ル鉛等作 業主任者 技能講習 (新設)		
(講習科目の範囲及び時間) 第二条 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それ ぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習 時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。			

(傍線部分は改正部分)

作業環境の改善方法に関する知識	健康障害及びその予防措置に関する知識	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	二項に規定する金属溶接等作業主任者限定技能講習をいう。以下同じ。を除外。
溶接ヒューム等の性質	溶接ヒュームによる健康障害の病理、症状、予防方法及び応急措置	
四時間（鉛作業主任者技能講習にあつては三時間）	四時間（鉛作業主任者技能講習にあつては三時間、金属溶接等作業主任者限定技能講習にあつては一時間）	

作業環境の改善方法に関する知識	健康障害及びその予防措置に関する知識	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(略)	(略)	
(新設)	(新設)	
四時間（鉛作業主任者技能講習にあつては三時間）	四時間（鉛作業主任者技能講習にあつては三時間）	

識 関する知 保護具に	
(略)	
(略)	
(略)	
る保護具 作業に係 ク溶接等 金属アー	(金属を アーク溶 接する作 業、アー クを用い て金属を 溶断し、 又はガウ ジングす る作業そ の他の溶 接ヒュー ムを製造 し、又は 取り扱う 作業をい う。以下 同じ。)
(略)	時間、金 属アーク 溶接等作 業主任者 限定技能 講習にあ つては二 時間)

識 関する知 保護具に	
(略)	
(略)	
(略)	
(新設)	
(略)	時間)

(金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の一部改正)

第二条 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等(令和二年厚生労働省告示第二百八十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(溶接ヒュームの濃度の測定)

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第三十八条の二十一第二項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一 試料空気の採取は、特化則第二十七条第二項に規定する金属アーク溶接等作業（次号及び第三号において「金属アーク溶接等作業」という。）に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならぬ。

二（四）（略）

改正前

(溶接ヒュームの濃度の測定)

第一条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）第三十八条の二十一第二項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。

一 試料空気の採取は、特化則第三十八条の二十一第一項に規定する金属アーク溶接等作業（次号及び第三号において「金属アーク溶接等作業」という。）に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。

二（四）（略）

附 則

この告示は、令和六年一月一日から適用する。